

平成31年1月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第123号の概要

(学校基本調査の変更)

1 調査の概要（現行）

調査の目的

学校に関する基本的事項（学校数、在学者数、教職員数等）を明らかにし、学校教育行政に必要な基礎資料を得る。

調査実施課

文部科学省総合教育政策局調査企画課

調査の概要

調査の 沿革

- 昭和23年度以降毎年度実施しており、平成31年度（2019年度）調査は72回目

調査期日

- 毎年5月1日現在。ただし、「学校経費調査」は前会計年度

調査範囲 及び 報告者数

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校〔約57,000校：全数〕）
- 市区町村教育委員会（約1,700：全数）

調査組織 及び 調査方法

- 調査組織：文部科学省 — 都道府県・都道府県教育委員会 — 市区町村・市区町村教育委員会 — 学校 等
- 調査方法：郵送又はオンライン

結果公表

- 速報：調査年の8月頃に公表
- 確報：調査年の12月頃に公表

調査票 及び 調査事項

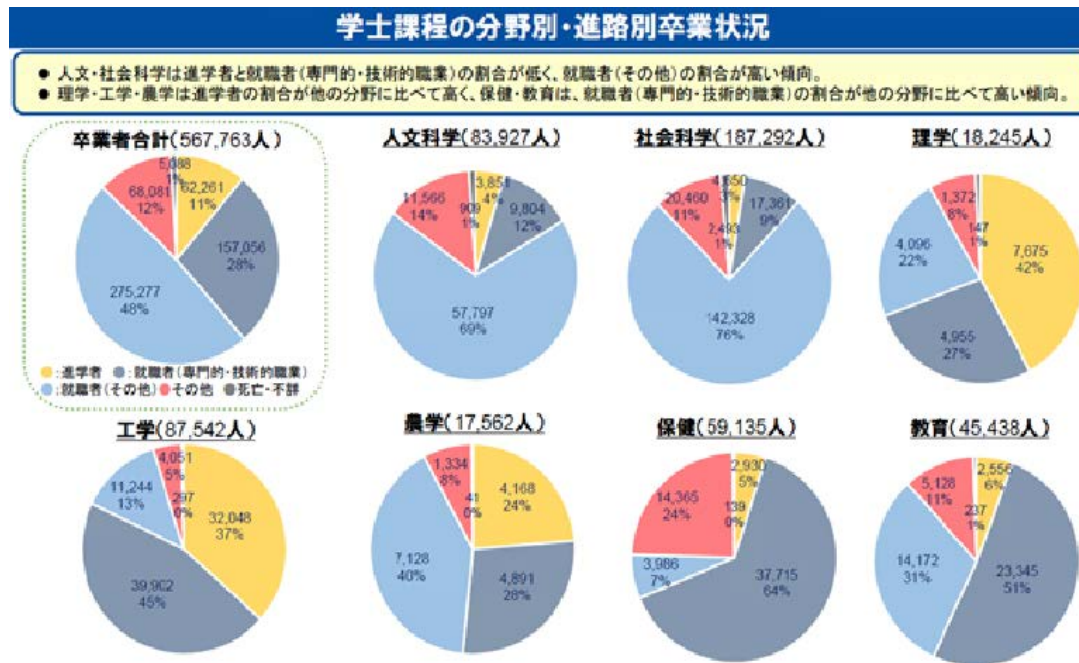
- ① 学校調査票（17種類）
- ② 学校通信教育調査票
⇒学校の特性に関する事項、教職員数、生徒等の在籍状況、入学・卒業等の状況等
- ③ 不就学学齢児童生徒調査票
⇒児童・生徒の就学免除・猶予の状況、居所不明・死亡した児童・生徒数等
- ④ 学校施設調査票（3種類）
⇒土地・建物の用途別・構造別等の面積、土地・建物の増減状況等
- ⑤ 学校経費調査票
⇒学校の経費、収入に関する事項等
- ⑥ 卒業後の状況調査票（8種類）
⇒卒業者の進学・就職の状況等

2 調査結果の利活用状況①

行政施策上の利用

- 中央教育審議会において、我が国の高等教育の将来構想を検討する資料として利用〔学校数・在学者数・教職員数・卒業後の状況等〕

図 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（中央教育審議会資料より抜粋）



- 教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）の策定に当たっての利用〔高等学校等新規卒業者の都道府県別の大学進学率、公立小・中・高等学校等に在籍する外国人児童・生徒数〕
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）等における学級編成、教職員定数の設定等、全国的な基準の設定・見直しの検討資料として利用
- 義務教育国庫負担金、幼稚園就園奨励費補助、公立学校施設整備費補助、私立大学等経常費補助などの私学助成の参考資料として利用

2 調査結果の利活用状況②

他の統計調査への利用

- 文部科学省が所管する学校を対象とした各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報として利用

国際比較のための利用

- **OECD(経済協力開発機構) へのデータ提供**
 - ・ OECDが、毎年、加盟国等の教育システムの構造、財政及び成果等に関するデータを取りまとめて刊行している「図表でみる教育：OECDインディケータ」に、「後期中等教育卒業率」、「高等教育進学率」等のデータを提供

その他の利用

- **地方交付税法（昭和25年法律第211号）における基準財政需要額の算定**
 - ・ 幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校・高等専門学校・大学の学校数、学級数、在学者数、教職員数等のデータを基礎資料として利用
- **子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）を制定する際の参考資料**
 - ・ 「高等学校等進学率」等のデータを参考指標として利用

3 調査計画の変更 – 調査事項の変更②

◆ 専門職大学及び専門職短期大学の創設に伴い、専門職課程の設置状況等の実態を的確に把握するための調査項目の追加〔学校調査票（大学）学部学生内訳票、学校調査票（短期大学）本科学生内訳票及び学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票〕

○ 学校教育法の一部改正により、平成31年（2019年）4月から、専門職大学及び専門職短期大学が創設されることに伴い、各大学・短期大学における専門職課程の設置状況及び当該課程の男女別在籍者数を把握する調査項目を追加

① 「学士（専門職）課程」及び「短期大学士（専門職）課程」の設置の有無

■ 学校調査票（大学）学部学生内訳票の場合

【現行】	1 昼夜別	□昼問 □夜問	2 学部名	3 学部所在地	4 大学名	
【変更案】	1 昼夜別	□昼問 □夜問	2 課程別 □学士（専門職）課程	3 学部名	4 学部所在地	5 大学名

学校調査票（短期大学）本科学生内訳票の場合は、「短期大学士（専門職）課程」

② 「学士（専門職）課程」及び「短期大学士（専門職）課程」の男女別在籍者数

■ 学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票

【現行】	A	3 学生数	大 学 院						計		
			博士課程		修士課程		専門職学位課程		男	女	計
	男	女	男	女	男	女					
	昼間	1									
夜間	2										
【変更案】	A	3 学生数	大 学 院						計		
			博士課程		修士課程		専門職学位課程		男	女	計
	男	女	男	女	男	女					
	昼間	1									
夜間	2										

学部・本科のうち学士（専門職）課程・短期大学士（専門職）課程（再掲）
 【該当のない場合は斜線を引く。】

男	女

4 委員会答申及び第Ⅲ期基本計画の課題への対応状況

区分	課題内容及び実施時期	対応状況
①	<p>幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供【学校調査票（幼保連携型認定こども園）】 ⇒ 平成30年度（2018年度）調査から実施</p>	平成30年度（2018年度）調査から実施済み
②	<p>休職等教員数における休職等理由区分の「結核」の削除 【学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務養育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）及び学校通信教育調査票（高等学校）】 ⇒ 平成30年度（2018年度）調査から実施</p>	平成30年度（2018年度）調査から実施済み
③	<p>休職等教員数における休職等理由区分に「介護休業」の追加等 【学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務養育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）及び学校通信教育調査票（高等学校）】 ⇒ <u>平成31年度（2019年度）調査から実施</u></p>	<p>幼稚園票及び幼保連携型認定こども園票のみ、平成31年度（2019年度）調査から実施。 <u>残りの調査票については、区分⑦の調査統計システムの改修に併せ、平成34年度（2022年度）調査から実施予定</u></p>
④	<p>中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間（無期・有期）別に把握【卒業後の状況調査票（中学校）】 ⇒ 平成30年度（2018年度）調査から実施</p>	平成30年度（2018年度）調査から実施済み
⑤	<p>中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保【卒業後の状況調査票（義務教育学校、中等教育学校（前期課程・後期課程（全日制・定時制））、高等学校（全日制・定時制）、高等学校（通信制）、特別支援学校（中学部、高等部）、大学・大学院・短期大学・高等専門学校）】 ⇒ <u>平成31年度（2019年度）から順次実施</u>し、遅くとも32年度（2020年度）調査までに実施</p>	平成31年度（2019年度）中に所要の改修を行い、 <u>32年度（2020年度）調査から予算の制約の範囲内で実施予定</u>
⑥	<p>幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討【学校調査票（幼保連携型認定こども園）】 ⇒ 遅くとも平成32年度（2020年度）調査の企画時期までに結論</p>	平成32年度（2020年度）調査の企画時期までに結論を得るべく、今後、厚生労働省と調整
⑦	<p>調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討 ⇒ 平成30年度（2018年度）から実施</p>	平成30年度（2018年度）は、要件定義に向けた事前調査を実施するとともに、31年度（2019年度）予算案において関連経費を計上。今後、段階的に作業を進め、33年度（2021年度）までに改修を完了し、34年度（2022年度）調査から新システムへ移行予定

5 想定される主な論点

- ◆ 「休職等教員数」の男女別把握及び休職等理由区分への「介護休業」の追加について、学校調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）以外の調査票においても平成31年度（2019年度）調査からの対応の余地はないか。または、34年度（2022年度）調査を待たず、早急に対応すべきではないか。
 - ◆ 調査統計システムの新システムへの移行予定時期（34年度（2022年度）調査）を前倒しすべきではないか。
-
- ◆ 追加する調査項目（専門職課程の設置状況等）については、行政ニーズや利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか。
また、学校教育を取り巻く情勢の変化や報告者負担の観点から、更なる見直し・改善を図る余地はないか。
-
- ◆ 委員会答申及び第Ⅲ期基本計画における課題のうち、実施済みとされているものは、必要かつ適切な対応が図られているか。
 - ◆ 委員会答申及び第Ⅲ期基本計画における課題のうち、平成34年度（2020年度）調査までに対応が求められている厚生労働省の社会福祉施設等調査との幼保連携型認定こども園に係る調査事項の調整・検討の進捗状況は、どのようになっているか。取組の促進を図る余地はないか。